

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交企第294号

令和元年6月28日

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を踏まえた交通事故防止対策の更なる推進について（通達）

見出しのことについては、全国各地において未就学の子供が犠牲となる事故や高齢運転者による事故が相次いで発生していることを受け、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（以下、「緊急対策」という。）が決定された。

緊急対策に基づく警察の対応については、別添「「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を踏まえた交通事故防止対策の更なる推進について（通達）」（令和元年6月18日付け、警察庁丙交企発第16号）のとおりであるため、各所属においては、緊急対策を踏まえ、効果的な対策を講じられたい。

※ 警察庁通達「「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を踏まえた交通事故防止対策の更なる推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。